

議案第78号

北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園規約  
の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条の2第1項の規定により、令和4年3月31日付けで小野市が北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園を脱退することに伴い、同条第2項の規定により、北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園規約を次のとおり変更することについて協議する。

よって、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年9月1日

西脇市長 片山象三

北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園規約  
の一部を改正する規約

北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園規約（昭和41年  
兵庫県指令地第5017号）の一部を次のように改正する。

第2条中「西脇市 小野市」を「西脇市」に改める。

第5条第1項中「8人」を「6人」に改める。

第7条第1項中「3人」を「2人」に改める。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。